

公園使用料の基本的な考え方

提案対象区域の陸上部分については、都市公園区域となっています。このため、事業者が施設等を設置・使用する場合やイベント等を実施する場合に許可を受けた者は、大阪市公園条例に基づき、使用料を納付しなければならないとされています。なお、公園使用料については、本市にて算定します。

この資料は、提案していただくにあたっての参考資料として、大阪市公園条例（昭和34年大阪市条例第14号）による公園使用料の基本的な考え方をまとめたものです。

(1) 設置許可に伴う公園使用料

事業者が新たに設置する場合の公園使用料で、施設等の規模と内容に応じて異なります。

- ・飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する施設（駐車場を除く）

年額 6,600 円以上／㎡

- ・その他の施設（上記以外）年額 1,530 円以上／㎡

（その他の施設の例：無料休憩所、公衆便所、公衆通路など）

※上記に示す適用区分については、本市が事業内容に応じて判断するものであり、事業者との交渉により決定するものではありません。

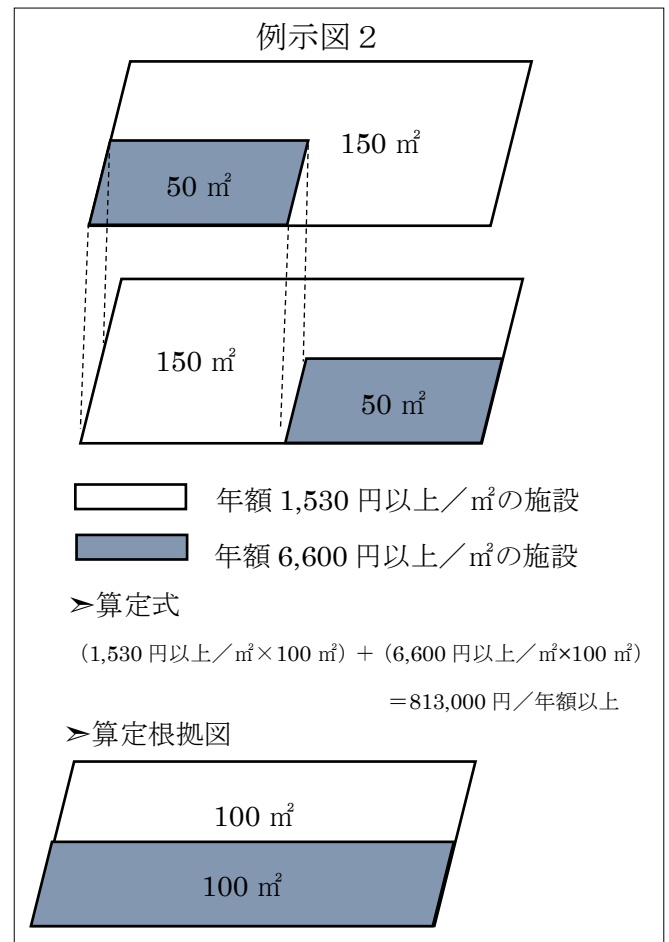
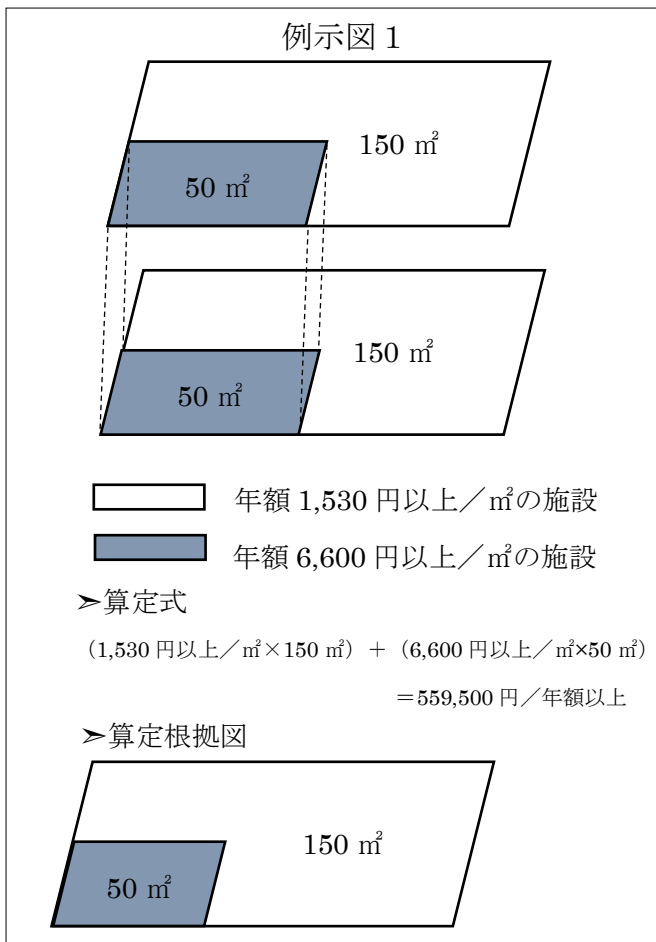
※上記、「その他施設の例」に示す施設であっても、施設の運営形態などによっては、本市が「飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する施設」に相当すると認める施設となる場合があります。

(2) 設置許可面積にかかる公園使用料の算出方法について

設置許可面積は、各施設が占有する土地の面積とし、その用途ごとに適用単価を決定します（提案の際には、用途毎の面積内訳を明らかにしてください）。

また、設置許可の建築物については、垂直投影面積（庇などの突出部分を含む）を設置許可面積とします。建築物が2階層以上（地階を含む）であれば、各階の用途を例示図1のように重ね合わせ、用途毎に面積を算出します。ただし、各階層で収入を伴う事業の用に供する施設（年額 6,600 円以上／㎡）とその他の施設（年額 1,530 円以上／㎡）の用途が異なり、かつ重なる使用形態の場合は、収入を伴う事業の用に供する施設の単価を適用します。（例示図2参照）

なお、建築物設置に伴う工事実施の日から起算し、単年度ごとに設置許可に伴う公園使用料を算出いたします。



※ 公園利用者等が無料で自由に利用でき、かつ、公園機能の効果を発揮すると本市が判断する施設等を設置する場合は、当該部分の公園使用料について、別途定める場合があります。

(3) 工事に伴う公園使用料

事業者が施設等を設置するにあたって必要となる工事の区域が、施設等の設置許可区域の範囲を超える場合は、その越えた部分については新たに工事にかかる占用許可が必要となります。この場合、公園条例別表第3にて規定する公園使用料が別途必要となります。

- ・工事に伴う占用 月額 1,600 円/m²

(4) 行為許可・占用許可に伴う公園使用料

イベント等を実施する場合には、行為または占用許可が必要となり、それに伴う使用料が必要となります。(内容または設置工作物等に応じて、それぞれの使用料を適用します。)

1) 集会その他これに類するもの(イベント等)に伴う公園使用料

- ・会費又は入場料を徴収しない場合 100 m²あたり、3時間 670 円
- ・会費又は入場料を徴収する場合 100 m²あたり、3時間 1,340 円

2) 営業のための占用に伴う公園使用料

- ・露店営業その他これに類するものための占用 1 m²あたり、1日 160 円
- ・ロケーションのための占用 1回あたり、2時間 8,040 円

※上記のほか、行為・占用の種類に応じて、公園条例別表第3(経過措置があるものは付則)で定める公園使用料が必要となります。なお、公園使用料は今回の募集時点の単価であり、公園条例等の改正により変更となる場合があります。(最近改正:平成30年度)。